

第6期決算公告

平成20年6月27日

東京都千代田区内幸町一丁目1番5号

株式会社みずほ銀行

取締役頭取 杉山 清次

連結貸借対照表 (平成20年3月31日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	3,296,030	預 金	54,435,944
コールローン及び買入手形	4,668,200	譲 渡 性 預 金	1,327,380
買 現 先 勘 定	4,793	債 券	971,953
債券貸借取引支払保証金	3,501,325	コールマネー及び売渡手形	1,433,100
買 入 金 錢 債 権	2,872,879	売 現 先 勘 定	522,487
特 定 取 引 資 産	1,707,155	債券貸借取引受入担保金	1,806,697
金 錢 の 信 託	14,500	特 定 取 引 負 債	649,599
有 価 証 券	14,940,687	借 用 金	480,738
貸 出 金	33,697,901	外 国 為 替	13,706
外 国 為 替	120,477	短 期 社 債	19,884
そ の 他 資 産	2,697,581	社 債	870,700
有 形 固 定 資 産	615,704	そ の 他 負 債	3,209,337
建 物	220,214	賞 与 引 当 金	11,599
土 地	324,051	退 職 給 付 引 当 金	7,601
建 設 仮 勘 定	3,464	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	2,498
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	67,974	ボ イ ン ト 引 当 金	8,349
無 形 固 定 資 産	154,546	預 金 払 戻 損 失 引 当 金	8,739
ソ フ ト ウ エ ア	113,024	特 別 法 上 の 引 当 金	652
の れ ん	9,230	繰 延 税 金 負 債	3,762
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	32,291	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	77,956
繰 延 税 金 資 産	375,325	支 払 承 諾	1,465,889
支 払 承 諾 見 返	1,465,889	負 債 の 部 合 計	67,328,578
貸 倒 引 当 金	△ 434,141	(純 資 産 の 部)	
投 資 損 失 引 当 金	△ 28	資 本 金	650,000
		資 本 剰 余 金	762,345
		利 益 剰 余 金	418,916
		株 主 資 本 合 計	1,831,262
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△ 52,815
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△ 21,535
		土 地 再 評 価 差 額 金	109,738
		為 替 換 算 調 整 勘 定	392
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	35,780
		少 数 株 主 持 分	503,207
資 産 の 部 合 計	69,698,828	純 資 産 の 部 合 計	2,370,250
		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	69,698,828

連結損益計算書 (平成19年4月1日から
平成20年3月31日まで)

(単位:百万円)

科 目				金 額
経 常 収 益				1,564,920
資 金 運 用 収 益				926,980
貸 出 金 利 息				650,014
有 価 証 券 利 息 配 当 金				164,724
コールローン利息及び買入手形利息				29,146
買 現 先 利 息				69
債 券 貸 借 取 引 受 入 利 息				13,855
預 け 金 利 息				29,208
そ の 他 の 受 入 利 息				39,962
役 務 取 引 等 収 益				270,064
特 定 取 引 収 益				155,439
そ の 他 業 務 収 益				80,395
そ の 他 経 常 収 益				132,039
経 常 費 用				1,276,564
資 金 調 達 費 用				272,535
預 金 利 息				156,562
譲 渡 性 預 金 利 息				8,234
債 券 利 息				3,068
コールマネー利息及び売渡手形利息				8,576
売 現 先 利 息				567
債 券 貸 借 取 引 支 払 利 息				36,018
借 用 金 利 息				16,609
短 期 社 債 利 息				339
社 債 利 息				17,278
そ の 他 の 支 払 利 息				25,280
役 務 取 引 等 費 用				53,484
そ の 他 業 務 費 用				67,098
そ 営 業 経 常 費 用				602,584
そ の 他 経 常 費 用				280,861
貸 倒 引 当 金 繰 入 額				15,949
そ の 他 の 経 常 費 用				264,912
経 特 別 利 益				288,355
特 別 利 益				26,634
固 定 資 産 処 取 分 益				8,824
償 却 債 権 取 立 益				17,810
特 別 損 失				7,211
固 定 資 産 処 損 分 損				4,999
減 損 損 分 損				2,211
金融商品取引責任準備金繰入額				0
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益				307,779
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税				11,678
法 人 税 等 調 整				45,855
少 数 株 主 利 益				20,120
当 期 純 利 益				230,125

〈連結財務諸表の作成方針〉

(1) 連結の範囲に関する事項

①連結される子会社及び子法人等

37社

主要な会社名

みずほインベスタートス証券株式会社

みずほ信用保証株式会社

みずほファクター株式会社

みずほキャピタル株式会社

なお、MHBK Capital Investment (JPY) 2 Limited他2社は設立により当連結会計年度から連結しております。また、ユーシーカード株式会社他1社は株式の一部売却等により連結の範囲から除外しております。

②非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

①持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

②持分法適用の関連法人等

10社

主要な会社名

ユーシーカード株式会社

確定拠出年金サービス株式会社

なお、ユーシーカード株式会社他2社は当連結会計年度から持分法を適用しております。また、日本抵当証券株式会社他1社は売却等により持分法適用の対象から除外しております。

③持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

④持分法非適用の関連法人等

該当ありません。

(3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

①連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。

12月末日 11社

3月末日 21社

6月最終営業日の前日 5社

②6月最終営業日の前日を決算日とする連結される子会社及び子法人等については、12月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、またその他の連結される子会社及び子法人等については、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。

連結決算日と上記の決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

(4) 連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価に関する事項

連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

(5) のれん及び負ののれんの償却に関する事項

みずほインベスタートス証券株式会社に係るのれんは20年間で均等償却しております。その他ののれん及び負ののれんについては、金額的に重要性が乏しいため、発生した連結会計年度に一括して償却しております。

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

1. 会計処理基準に関する事項

(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受取利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のある国内株式については連結決算期末月1ヶ月平均に基づいた市場価格等、それ以外については連結決算日における市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額を除き、全部純資産直入法により処理しております。

（追加情報）

従来、「時価のない有価証券」として取得原価で計上していたその他有価証券について、昨今の著しい市場環境の変化により生じるその他有価証券評価差額の重要性及び市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額（ブローカー又は情報ベンダーから入手する価格等）の入手可能性が増したことから、会計基準の国際的な収斂に向けた動向等にも鑑み、市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額が得られたものは当該価額を以って評価しております。これにより、「買入金銭債権」中の信託受益権が189百万円増加、「有価証券」が16,650百万円、「その他有価証券評価差額金」が16,461百万円減少しております。なお、時価評価を行わない有価証券のうち、下記（6）に記載の有価証券の私募（金融商品取引法第2

条第3項)による社債等については貸倒引当金を計上しております。

(口)金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(イ)と同じ方法によっております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。

(4) 減価償却の方法

①有形固定資産

当行の有形固定資産の減価償却は、建物については定額法を、動産については定率法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 3年～50年

動 産 2年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

(会計方針の変更)

平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、従来の方法によった場合に比べ1,284百万円減少しております。

(追加情報)

当連結会計年度より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した連結会計年度の翌連結会計年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べ、経常利益及び税金等調整前当期純利益は1,275百万円減少しております。

②無形固定資産

無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。

(5) 繰延資産の処理方法

①社債発行費

社債発行費は、発生時に全額費用として処理しております。

②債券発行費用

債券発行費用は、発生時に全額費用として処理しております。なお、平成18年3月31日に終了する連結会計年度の連結貸借対照表に計上した債券発行費用は、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第19号平成18年8月11日)の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し旧商法施行規則の規定する最長期間内の一定期間で償却を行っております。

③債券発行差金

平成18年3月31日に終了する連結会計年度の連結貸借対照表に計上した債券発行差金は、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第19号平成18年8月11日)の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、債券の償還期間にわたり均等償却を行っております。

(6) 貸倒引当金の計上基準

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産・特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び注記事項(連結貸借対照表関係)5.の貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率等で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。また、当該大口債務者のうち、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者に対する債権については、個別的に予想損失額を算定し、引き当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した予想損失率に基づき計上しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は230,601百万円であります。

上記債権には、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債等が含まれております。

(7) 投資損失引当金の計上基準

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券発行会社の財政状態等を勘案して必要と認める額を計上しております。

(8) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(9) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金(含む前払年金費用)は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認める額を計上しております。また、数理計算上の差異は、各発生連結会計年度における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数(10～12年)による定額法に基づき按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理しております。

(10) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員及び執行役員の退職により支給する退職慰労金に備えるため、内規に基づく支給見込額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(11) ポイント引当金の計上基準

ポイント引当金は、主として「みずほマイレージクラブ」におけるマイレージポイントの将来の利用による負担に備えるため、将来利用される見込額を合理的に見積もり、必要と認める額を計上しております。

(12) 預金払戻損失引当金の計上基準

預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(会計方針の変更)

「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日）が平成19年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることに伴い、当連結会計年度から同報告を適用しております。この変更により、従来の方法によった場合に比べ、経常利益及び税金等調整前当期純利益は8,739百万円減少しております。

(13) 特別法上の引当金の計上基準

特別法上の引当金は、金融商品取引責任準備金652百万円であり、有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等について生じた事故による損失の補填に充てるため、金融商品取引法第46条の5第1項及び第48条の3第1項の規定に基づき計上しております。

なお、従来、金融先物取引法第81条及び証券取引法第51条の規定に基づき、金融先物取引責任準備金及び証券取引責任準備金を計上しておりましたが、平成19年9月30日に金融商品取引法が施行されたことに伴い、当連結会計年度から金融商品取引責任準備金として計上しております。

(表示方法の変更)

「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第60号平成19年8月8日）により改正され、平成19年9月30日から施行されることになったことに伴い、「特別利益」に計上しておりました「金融先物取引責任準備金取崩額」及び「特別損失」に計上しておりました「証券取引責任準備金繰入額」は、当連結会計年度から「金融商品取引責任準備金繰入額」として「特別損失」に計上しております。

(14) 外貨建資産・負債の換算基準

当行の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。

(15) リース取引の処理方法

当行並びに国内の連結される子会社及び子法人等のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

(16) 重要なヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジ又は時価ヘッジを適用しております。

小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）を適用しております。

ヘッジ有効性の評価は、小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて以下のとおり行っております。

(i) 相場変動を相殺するヘッジについては、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し有効性を評価しております。

(ii) キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係を検証し有効性を評価しております。

個別ヘッジについてもヘッジ対象の相場変動とヘッジ手段の相場変動を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジの有効性を評価しております。

また、当連結会計年度末の連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号）を適用して実施しておりました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段等の残存期間・平均残存期間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益等として期間配分しております。なお、当連結会計年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は31,082百万円（税効果額控除前）、繰延ヘッジ利益は34,442百万円（同前）であります。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。

(ハ) 連結会社間取引等

デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。なお、一部の資産・負債については、個別ヘッジに基づく繰延ヘッジを行っております。

(17) 消費税の会計処理

当行並びに国内の連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、主として税抜方式によっております。

2. 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

(連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い)

「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」（実務対応報告第18号平成18年5月17日）が平成20年3月31日以前に開始する連結会計年度から早期適用できることになったことに伴い、当連結会計年度から同実務対応報告を適用してお

ります。これによる損益に与える影響はありません。

(金融商品に関する会計基準)

「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から改正会計基準及び実務指針を適用しております。

(連結財務諸表における税効果会計に関する実務指針)

企業集団内の会社に投資(子会社株式等)を売却した場合の税効果会計について、「連結財務諸表における税効果会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第6号平成19年3月29日)の第30-2項を当連結会計年度から適用しております。なお、これによる連結貸借対照表等に与える影響はありません。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

- 関係会社の株式総額(連結される子会社及び子法人等の株式を除く) 4,545百万円
- 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の外国証券及び「特定取引資産」中の商品有価証券に合計245,139百万円含まれております。
現先取引、現金担保付債券貸借取引及び株式の信用取引等により受け入れている有価証券のうち、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、再担保に差し入れている有価証券は130,398百万円、再貸付けに供している有価証券は24百万円、当連結会計年度末に当該処分をせずに所有しているものは3,140,403百万円であります。
- 貸出金のうち、破綻先債権額は23,851百万円、延滞債権額は377,801百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は8,072百万円であります。
なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は231,377百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は641,103百万円であります。なお、上記3.から6.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外國為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は322,104百万円であります。
- 担保に供している資産は、次のとおりであります。

担保に供している資産

特定取引資産	339,084百万円
有価証券	3,278,777百万円
貸出金	4,298,849百万円
その他資産	1,067百万円

担保資産に対応する債務

預金	520,132百万円
コールマネー及び売渡手形	888,500百万円
売現先勘定	515,727百万円
債券貸借取引受入担保金	1,691,111百万円
借用金	337百万円

上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、「特定取引資産」1,139百万円及び「有価証券」952,378百万円を差し入れております。

関連法人等の借入金等のための担保提供はありません。

また、「その他資産」のうち保証金は79,485百万円、先物取引差入証拠金は1,565百万円、その他の証拠金等は10,928百万円であります。

- 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、20,237,164百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが19,586,385百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保の提供を受けるほか、契約後も定期的に予め定めている手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
- 再評価を行った年月日 平成10年3月31日
- 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に、時点修正による補正等合理的な調整を行って算出しております。
- 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 118,596百万円
11. 有形固定資産の減価償却累計額 549,000百万円
12. 有形固定資産の圧縮記帳額 36,741百万円
13. 借用金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金452,150百万円が含まれております。
14. 社債は、全額劣後特約付社債であります。
15. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は1,389,627百万円であります。
16. 1株当たりの純資産額 263,525円25銭
17. 連結貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
18. 当連結会計年度末の退職給付債務等は以下のとおりであります。
- | | |
|---------------|-------------|
| 退職給付債務 | △654,956百万円 |
| 年金資産（時価） | 731,734 |
| 未積立退職給付債務 | 76,778 |
| 未認識数理計算上の差異 | 263,913 |
| 連結貸借対照表計上額の純額 | 340,692 |
| 前払年金費用 | 348,293 |
| 退職給付引当金 | △7,601 |
19. 当行は、平成20年4月15日に、当行保有の海外特別目的子会社が発行した優先出資証券の償還に関する取締役会決議を行いました。償還される優先出資証券の概要は以下のとおりであります。
- (1) 発行体 Mizuho Preferred Capital (Cayman) E Limited
- (2) 発行証券の種類 配当非累積型永久優先出資証券
- (3) 儻還総額
①Series A 67,620百万円
②Series B 55,040百万円
- (4) 儻還予定日 平成20年6月30日
- (5) 儻還理由 任意償還期日到来による
20. 銀行法施行規則第17条の第5第1項第3号口に規定する連結自己資本比率（国内基準） 11.97%

（連結損益計算書関係）

1. 「その他経常収益」には、株式等売却益114,556百万円を含んでおります。
2. 「その他の経常費用」には、貸出金償却97,641百万円、債権売却損67,885百万円、株式等償却56,298百万円、株式等売却損4,574百万円を含んでおります。
3. 1株当たり当期純利益金額 49,246円00銭
4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 44,064円92銭
5. 当連結会計年度において、以下の資産について減損損失を計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失 (百万円)
首都圏	遊休資産 処分予定資産	土地建物等 動産等	1,496 21
その他	遊休資産	土地建物等	693

営業用資産には、減損損失の認識が必要となるものではなく、当行並びに一部の国内の連結される子会社及び子法人等において、遊休資産及び処分予定資産について、当連結会計年度末時点における回収可能価額と帳簿価額との差額を減損損失として計上しております。

減損損失を認識した遊休資産及び処分予定資産のグルーピングは、各資産を各自独立した単位としております。

また、回収可能価額の算定は正味売却価額によっており、正味売却価額は、「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」等から処分費用見込額を控除して算定しております。

（有価証券関係）

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の商品有価証券及び短期社債、「現金預け金」中の譲渡性預け金、並びに「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. 売買目的有価証券（平成20年3月31日現在）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に 含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	1,359,112	2,430

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成20年3月31日現在）

	連結貸借 対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
国債	489,921	490,078	156	204	47
地方債	48,547	48,549	2	15	12
その他	240,344	245,143	4,799	4,799	—
合計	778,813	783,771	4,958	5,018	60

(注) 1. 時価は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもの（平成20年3月31日現在）

	取得原価 (百万円)	連結貸借 対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
株式	900,222	980,870	80,647	195,667	115,019
債券	10,434,714	10,388,058	△46,656	10,301	56,957
国債	9,752,628	9,706,809	△45,819	8,115	53,934
地方債	38,989	39,336	347	479	132
社債	643,097	641,912	△1,184	1,706	2,891
その他	3,348,680	3,332,855	△15,825	17,178	33,003
信託受益権	2,150,555	2,150,744	189	7,819	7,630
外国債券	1,087,722	1,072,968	△14,754	5,830	20,585
その他	110,401	109,141	△1,259	3,528	4,787
合計	14,683,617	14,701,783	18,166	223,146	204,980

(注) 1. 評価差額のうち、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額は、29,061百万円（利益）であります。

2. 連結貸借対照表計上額は、国内株式については当連結会計年度末前1カ月の市場価格の平均等に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

3. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

4. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価（原則として当連結会計年度末日の市場価格。以下同じ）が取得原価（償却原価を含む。以下同じ）に比べて著しく下落したものについては、回復可能性があると判断される銘柄を除き、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。当連結会計年度におけるこの減損処理額は、40,363百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準を定めており、その概要は、原則として以下のとおりであります。

時価が取得原価の50%以下の銘柄

時価が取得原価の50%超70%以下かつ市場価格が一定水準以下で推移している銘柄

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券（自 平成19年4月1日 至 20年3月31日）

該当ありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 平成19年4月1日 至 20年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
その他有価証券	29,140,954	155,726	27,625

6. 時価評価されていない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額（平成20年3月31日現在）

	金額 (百万円)
その他有価証券	
非公募債券	1,506,108
その他	139,858

7. 保有目的を変更した有価証券

該当ありません。

8. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額（平成20年3月31日現在）

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
債券	6,261,732	4,781,599	472,731	916,573
国債	5,897,845	3,418,331	108,995	771,557
地方債	43,859	26,451	20,889	—
社債	320,026	1,336,816	342,845	145,016
その他	220,008	961,181	724,528	1,574,915
合計	6,481,740	5,742,780	1,197,259	2,491,488

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託 (平成20年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に 含まれた評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	13,000	-

2. 満期保有目的の金銭の信託 (平成20年3月31日現在)

該当ありません。

3. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外) (平成20年3月31日現在)

	取得原価 (百万円)	連結貸借 対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
その他の 金銭の信託	1,507	1,500	△6	-	6

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価等により計上したものです。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。